

(名称及び所在地)

第1条 本会は、海岸地区まちぢから協議会と称し、その所在地を海岸地区コミュニティセンター（東海岸北5-16-20）とする。

(区域)

第2条 本会の活動区域は市長が告示する海岸地区（以下「海岸地区」という。）とする。

(目的)

第3条 本会は、住みよい地域社会の構築のため、地域課題を把握・協議し、市と協働して、自主的・主体的に課題解決に向けた地域活動を行うことを目的とする。

(事業)

第4条 本会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 住民相互及び各種団体の連携促進に関すること。
- (2) 住民参画の促進及び団体活動の活性化に関すること。
- (3) 地域課題を共有し、課題解決のための検討、提案及び事業の実施に関すること。
- (4) 地域のあり方や目指すべき方向性の検討に関すること。
- (5) その他前条の目的を達成するために必要な事項に関すること。

(委員)

第5条 本会の委員は、次に掲げるものとする。

- (1) 海岸地区に属する各単位自治会の代表
- (2) 海岸地区社会福祉協議会の代表
- (3) 海岸地区民生委員児童委員協議会の代表
- (4) 茅ヶ崎小学校区青少年育成推進協議会の代表
- (5) 東海岸小学校区青少年育成推進協議会の代表
- (6) 東海岸体育振興会の代表
- (7) 海岸地区コミュニティセンター管理運営委員会の代表
- (8) 地域包括支援センターあいの代表
- (9) ボランティアセンター海岸の代表
- (10) 公募による者
- (11) 本会が推薦する者

2 委員の任期は2年とする。ただし、総会の決議によってその任期を短縮することを妨げない。

3 委員は再任を妨げない。

4 委員の定数は、30名以内とする。

5 欠員による補充委員の任期は、前任者の残任期間とする。

6 委員は、辞任又は任期満了の後においても、後任者が就任するまでは、委員として職務を行わなければならない。